

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

東京歯科保険医協会

2020年5月8日更新

※情報を随時更新しておりますが、リンク切れ等が生じている場合もございます。予めご了承ください。

目次	P 1
・ Q 1 ~ Q 4 < 歯科医療機関の対応について >	P 2
・ Q 5 ~ Q 8 < 助成金、融資制度等 >	P 3 ~ 1 0
・ Q 9 ~ Q 1 0 < 税務 >	P 1 1
・ Q 1 1 < 共済 >	P 1 1
・ Q 1 2 ~ 1 7 < 労務 >	P 1 2 ~ 1 3

＜歯科医療機関の対応について＞

Q1 従業員に感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいものか。保健所への連絡、休診をしなければならないか。

A1 従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、二週間の休診指示が出る可能性が高いです。なお、歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえません。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになり、費用は自己負担です。

Q2 新型コロナウイルス対策として、歯科医療機関はどのような対応をしたらよいか。

Q2 院内・院外掲示によって、患者さんに発熱などの症状がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応策や、自院での院内感染防止対策などを知らせている歯科医療機関が多いようです。院内掲示があるだけでも患者さんは安心感を得ることができます。協会ホームページ内にひな形（テンプレート）などがありますので、ぜひご活用ください。もし、患者さんや従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。

Q3 緊急事態宣言がされたことにより休診にしたときの補償などあるのか。

A3 緊急事態宣言が発令されましたが、法律の範囲外のため、歯科医療機関に対して強制的な業務停止命令が出されることはありません。そのため、休診の判断は、各院長・管理者に委ねられます。また、政府は大規模な経済的補償を策定していますが、各歯科医療機関の予防的閉鎖に対しての助成金や補償などは現在のところ出ていません。その代わりに、融資制度や労働者の雇用継続に対する助成金が設けられています。

Q4 歯科医師もPCR検査ができるようになる、という報道がありました。歯科診療所でPCR検査を行ってもらうことができますか。

A4 歯科診療所で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査を受けることはできません。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域等において、「地域外来・検査センター」で検体採取を行う医師等の確保が困難な場合などに、研修を受けた歯科医師が検体採取を行うことがあります。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問11「令和2年5月5日時点版」より

<助成金、融資制度等>

Q5 都から休業要請が出ている業種に対し、休業した場合50万円の給付金が出ると報道されているが、歯科医療機関が休業した場合でももらえるのか。

A5 東京都が発表している「感染拡大防止協力金」の対象は、「都内に事業所がある中小の事業者のうち、都の要請や協力依頼を受け、全面的に協力頂ける事業者」と発表されています。現在、歯科医療機関は東京都が休業要請を出している業種に含まれていません。医療機関は「社会生活を維持する上で必要な施設」として位置づけられているので、「感染拡大防止協力金」の対象になる可能性は低いと考えられます。

Q6 労働者の雇用継続に対する助成金について教えてほしい。

A6 下記のような助成金がありますので、活用できるかご検討ください。

①「雇用調整助成金」

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

平時より常設されている助成金ですが、緊急対応期間は新型コロナウイルス感染症の影響を受けるすべての事業主が対象となります。雇用保険に入っていない従業員の雇用調整も対象ですので、パートやアルバイトも対象になります。

以下は特例措置についての説明です。

対象事業者	要件	助成率	緊急対応期間 ※2	申請 開始時期	窓口
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で雇用保険適用事業主	1カ月の生産指標▲5%など	4/5（中小企業） （解雇を行わない場合は9/10） ※1	2020年4月1日から2020年6月30日まで （緊急対応期間） の休業等に適用	4月13日より	ハローワーク、労働基準監督署

※1 1日1人あたりの助成額単価は8,330円が上限とされています。なお、休業手当を平均賃金の100%もしくは上限額の8330円以上（60%以上の支払）を行っている事業者には10/10で助成されます（上限額8330円は変わらず）

※2 この期間の雇用調整については生産指標の緩和が認められています。

上記の通り、申請要件などが大幅に緩和されております。具体的には、3カ月間の生産指標※が▲10%であった要件が、1カ月▲5%でも可能とされたことなどです。詳細は以下を参照ください。

※生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

厚労省HPより

※画像をクリック、タップするとリンクに飛びます。

○特例措置について

○ガイドブック

○書類の簡素化について

○Q & A

○問い合わせ先一覧

○特例拡充のお知らせ

- 雇用調整助成金FAQ
- 1. 申請資格
- 2. 申請期間
- 3. 申請書類
- 4. 申請方法
- 5. 申請料
- 6. 申請書の提出
- 7. 申請書の提出
- 8. 申請書の提出
- 9. 申請書の提出
- 10. 申請書の提出
- 11. 申請書の提出
- 12. 申請書の提出
- 13. 申請書の提出
- 14. 申請書の提出
- 15. 申請書の提出
- 16. 申請書の提出
- 17. 申請書の提出
- 18. 申請書の提出
- 19. 申請書の提出
- 20. 申請書の提出
- 21. 申請書の提出
- 22. 申請書の提出
- 23. 申請書の提出
- 24. 申請書の提出

業種	業種	業種
1. 製造業	2. 建設業	3. 卸売業・小売業
4. 飲食業	5. 宿泊業	6. 運輸業
7. 情報通信業	8. 金融業	9. 不動産業
10. 医療業	11. 福祉業	12. 教育業
13. 文化芸術業	14. 娯楽業	15. その他

申請様式一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

雇用調整助成金の特例措置に関する動画 (4月13日厚労省よりアップ)

https://www.youtube.com/watch?v=Llp_jfNjtPU

雇用調整助成金の更なる拡充措置について (4月25日発表)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626556.jpg>

上記内容はすべて以下のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu/kin/pageL07.html

②新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

対象事業者	要件	支給額	適用日	申請窓口・期間
①*又は②*の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させていること	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。	令和2年 2月27 日～6月 30日の間 に取得した休暇	学校等休業助成金・支援金受付センター TEL: 0120-60-3999 期間：2020年 3月18日～9月30 日まで

※①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
※②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

詳しくは下記をご参照ください。

厚労省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=Rqt8wxPs1pE>（動画での制度紹介）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609316.pdf>（支給要件、申請手続等のご案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/pageL07_00002.html（内容全般）

Q7 事業主向けに給付金などもあると聞いたがどのような制度か教えてほしい。

A7 中小企業庁より、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給すると発表がありました。「持続化給付金」といった制度です。

対象事業者	要件	給付額	相談窓口
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少していること。	<ul style="list-style-type: none"> 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） 	中小企業金融・給付金相談窓口 Tel: 0570-783183

※画像をクリック・タップするとリンクが開きます。

○持続化給付金に関するお知らせ

○申請方法

The image shows a screenshot of the 'Sustainable Grant' (持続化給付金) information page on the left and a 7-step application flowchart on the right.

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？
感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額
中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限します。

売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※前工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意図がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が200人以下である事業者。
※2019年に創製した方や売上が一定期間に滞在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。
持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
[IP電話専用回線] 03-6831-0613
受付時間: 8:30~19:00 (月~6日) (土日) 7時から12時(土曜日を除く日中のみ)

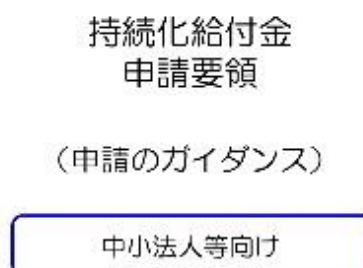
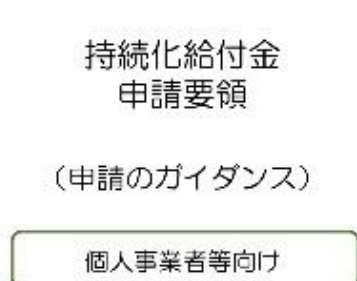
申請方法

- 1 申請の要件を確認し、証拠書類(添付書類)を準備
- 2 【申請する】ボタンを押して、メールアドレスなどを入力[仮登録]される
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認し[本登録]を行う
- 4 ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成される
- 5 マイページから申請情報入力、証拠書類をアップロードして申請
- 6 持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。
- 7 通常2週間程度で、給付通知書を発送
ご登録の銀行口座に入金

⚠️ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

○申請要領（個人事業者）

○申請要領（中小法人等）



2020年5月1日
持続化給付金事務局
(中小企業庁・令和2年度補正・持続化給付金事務局)

2020年5月1日
持続化給付金事務局
(中小企業庁・令和2年度補正・持続化給付金事務局)

持続化給付金特設サイト（申請はこちらから）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

申請規定（個人事業者）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinseikitei_kojin.pdf

申請規定（中小法人）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinseikitei_chusho.pdf

給付規定（個人事業者）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukitei_kojin.pdf

給付規定（中小法人）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukitei_chusho.pdf

経産省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcI&feature=youtu.be>（動画での制度紹介）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>（よくある問い合わせ）

Q8 コロナウイルス関連の融資制度について教えてほしい。

A8 以下を参考にしてください。

① 「日本政策金融公庫等」

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・運転資金、設備資金
- ・無担保
- ・貸付期間 設備 20 年以内、運転 15 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- ・融資限度額(別枠)中小事業 3 億円、国民事業 6,000 万円
- ・金利 当初 3 年間 基準金利マイナス 0.9%、4 年目以降基準金利

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

※特別利子補給制度を併用すれば実質無利子・無担保融資となります。

■公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度（予算成立が要件）」の併用による実質的な無利子化融資の表と Q & A

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_fa_q_jisshitsumurishika.pdf（日本政策金融公庫 HP より）

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）		詳細検討中	特別利子補給制度（注1・2）										
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3か月（最近1か月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	ご利用いただける方
	小規模事業者	中小企業者											
個人	要件無し	売上高▲20%以上											
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上											
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	-	-	-									
融資限度額	別枠 6,000 万円	左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分	-	補給限度額									
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20 年以内 <うち5 年以内> 運転資金：15 年以内 <うち5 年以内>	当初3 年間	-	補給期間									
利率（年） （注3）	3,000 万円以下 当初3 年間：基準（災害）-0.9% 3 年経過後：基準（災害） 3,000 万円超 基準（災害）	左記の3,000 万円以下の部分にかかる「基準（災害）-0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給	-	補給率（注4）									
担保	無担保	-	-	-									
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）	政府の指定する実施機関	現時点では未定	実施機関									

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修
（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は適及適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

【3,000万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化
※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。



② 「独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業」

- ・ 長期運転資金
- ・ 償還期間(据置期間) 10 年(5 年)
- ・ 貸付利率 当初 5 年間 1 億円まで無利子 6 年日以降 0.2%
- ・ 保証人必要(保証人不要の場合+0.15%)
- ・ 貸付限度額 4,000 万円(無担保)
- ・ 融資の相談 独立行政法人福祉医療機構融資相談窓口 TEL 03-3438-9940
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

③ 「東京都制度融資(東京信用保証協会)」

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
- ・ 貸付限度額 2 億 8, 0 0 0 万円
- ・ 貸付利率 期間などにより異なります。詳細は窓口にご確認ください。
- ・ 返済期間 運転資金 1 0 年以内 (据置期間 2 年以内を含む)
設備資金 1 5 年以内 (据置期間 3 年以内を含む)

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/>

④ 「信用保証付き融資における保証料・利子減免」

上記のような制度融資にセーフティネット保証 4 号 5 号もしくは危機関連保証の連動する要件を満たせば、保証料・利子の減免措置が受けられ、信用保証付き融資で無保証料・無利子融資とすることができます。なお、既存の信用保証付き融資の借り換えも可能です。

※歯科診療所はセーフティネット保証 4 号に加えて 5 号も指定業種となりました。

経産省HPより

セーフティネット保証 4 号について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

セーフティネット保証 5 号、危機関連保証について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

支援資金繰り内容一覧表 (4/14 時点)

資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えるメニューが分かりましたら、
詳しい情報を支援策パンフレットで確認することができます。

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えるメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレット**でご確認ください。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口	
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠、⑨と共有) ・要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円	②新型コロナウイルス感染症特別貸付	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)
		③商工中金等による「危機対応融資」	・3億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
		④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	・1000万円(別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)
		⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・6000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・(運転資金は経費計画認定組合の組合員の方のみ) ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)
	生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	・1000万円(別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)
さらに、	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円(別枠) ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)	
売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)			
さらに、	⑧危機関連保証	借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠) ・保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
売上高15%以上減少なら				
さらに、	⑨セーフティネット4号	借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠、①と共有) ・保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
売上高20%以上減少なら				
減少幅に関係なく	⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 (別枠の事業費の方は別枠公庫へ)	

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(特枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同月と比較。
【信用保証協会(特枠)】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 +
その後2ヶ月間(貸込みを含む)3ヶ月の売上高と前年同月と比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupLsticに株式会社TNCが登録した記事を転載して作成しました。

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(特枠は除く)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(特枠)】	【信用保証協会(特枠)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 支給に別。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 支給に別。その後2ヶ月間(貸込みを含む)3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の2倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高の比較	(3) 支給に別。その後2ヶ月間(貸込みを含む)3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較



<税務>

Q9 経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。

A9 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

Q10 確定申告が済んでいないのだが、怖くて税務署に行けない。

A10 確定申告期限に関しても個人事業主であれば、4月17日以降も柔軟に対応すると国税庁が発表しております。詳細は以下をご確認ください。

国税庁より

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>

<共済制度>

Q11 新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は対象となるのか。

A11 加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなど、第3者の医師が診断し、休業を必要と認めた場合は、給付の対象となります。詳しくは共済部（03-3205-2999）までお問い合わせください。

<労務>

Q12 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、2 カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。

A12 労基法は、事業主都合と判断される休業の場合は、直近 3 か月間の平均賃金の（各種手当含む）60%以上の支払いの義務があると定めています。加えて、厚労省は、可能な限り助成金など活用し、100%の支払いを行うよう求めていますので、従業員と相談の上、支払い水準などを決定してください。

Q13 従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この場合、給与の支払いはどうなるか。

A13 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得してもらうか、有給休暇が取得できない従業員であれば、欠勤扱いで問題がないかなど、よく相談した方がいいでしょう。

Q14 自粛による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与や休業手当の支払いはどのようになるか。

A14 厚労省は、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとの見解を出していますが、日本労働弁護団は休業手当の支払いの義務については最終的に裁判所の個別判断になるとしていますので、支払いに関しては慎重に判断した方がいいでしょう。

Q15 新しく歯科衛生士を採用する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で患者数が激減しているため難しくなった。既に内定通知書は渡しているが、取り消しなどできるのか。

A15 厚労省は、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応すること、としています。加えて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねず、内定取り消しが無効とされることもあります。苦しい状況なのは理解できますが、採用が決まっていた人は働き口がなくなり、生活ができなくなってしまう可能性があることなどもよく考慮した上で、採用時期を相談するなど、真摯に対応してください。

Q16 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。

従業員も時差勤務をお願いする。手続きはどのように行うべきか。

A16 長期にわたる診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。

今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に1年間の36協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。

Q17 新型コロナウイルスの影響で患者さんが激減し、従業員を解雇せざるを得ないが注意点はありますか。

A17 一方的に解雇することは労働訴訟に発展しかねませんが、今回のコロナウイルス感染症における患者減の影響で解雇をしなければ経営がままならない場合、社会通念上認められることもあり得ると考えられます。ただし、労働者保護の観点から、解雇を回避するための努力はしたか、希望退職者等を募ったかなどを問われることがあります。まずは助成金など活用し、可能な限り雇用維持に努めてください。